

銚田市立大洋小学校PTA常任委員会細則

第1条 銚田市立大洋小学校PTA会則第15条に基づき、この細則を定める。

第2条 各常任委員会の委員の人数及び選出方法は、次のとおりとする。
1 各委員会の委員は、各学年から、下表の人数のとおり選出する。

学年	企画	保健	環境	家庭教育	子ネット	計
1年		1		4		5
2年	2	1	2		2	7
3年	2	1	2		2	7
4年	2	1	2		2	7
5年	2	1	2		2	7
6年	2	1	2			5
計	10	6	10	4	8	38

2 常任委員会ごとに委員長1名、副委員長1名を選出する。

3 銚田市立大洋小学校PTA役員及び育成会役員との併任はしない。ただし、選出する者がいない場合は、この限りではない。

第3条 各常任委員会は、執行部役員と協力して次の活動を行う。
1 学校行事への参加と運営面への協力

第4条 企画委員会は、概ね次の活動を行う。
1 学校行事への運営面への協力
2 市P連行事への参加協力

第5条 保健委員会は、概ね次の活動を行う。
1 学校保健委員会への参加協力

第6条 環境委員会は、概ね次の活動を行う。
1 校内環境整備への協力（除草作業、側溝清掃等）

第7条 家庭教育学級委員会は、概ね次の活動を行う。
1 研修会、講演会等への参加と運営面への協力

第8条 子育てネットワーク委員会は、概ね次の活動を行う。
1 研修会、講演会等への参加と運営面への協力

第9条 この細則は、運営委員会において変更することができる。細則を変更したときは、次期総会において会員に報告する。

付 則 この細則は、令和4年4月23日より施行する。
令和5年3月29日一部改正
令和7年4月19日一部改正
令和8年4月18日一部改正